2023年7月号

社会保険労務士

WAVE事務所便り

連絡先：〒501－3232
関市桜本町 2-32-4　エレガンスみやもと 302
電 話：0575-24-3757　　FAX：0575-24-3757
ｅ－ｍａｉｌ：hata50911@gmail.com

副業への労働者の意識は？～(独)労働政策研究・研修機構の調査より

平成 30 年１月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定（令和２年９月に改定）するなど、政府は副業・兼業（以下、「副業」という）を推進しており、企業にもそのための対応を求めているところです。では、実際、労働者の副業の実施状況や副業への意識はどのようになっているのでしょうか。

◆副業をしている人は 6.0%

独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した「副業者の就労に関する調査」（調査期間：令和４年 10 月３日～10 月 13 日。有効回答：18 万 8,980 人（18～64 歳の男女））によれば、仕事を持つ人のうち「副業者」（仕事は２つ以上（副業をしている））の割合は 6.0%となっており、まだ副業をしている人の割合が高いとはいえない状況です。

また、本業の勤め先に副業をしていることを「知らせていない」が 37.5%となっており、実際には副業をしていても本業先に伝えていない人も一定数いることがわかります。

◆副業を希望する人は約３割

調査数値をみるとまだ広まっているとはいえない副業ですが、同調査で、今後副業をしたいと思うか尋ねたところ「副業したいと思う」が 33.2%となっています。これは「副業したいとは思わない」（46.2%）を下回りますが、副業を希望する理由の上位に挙がっている「収入を増やしたいから」「定年後に備えるため」の背景にある労働環境が続いていけば、今後副業の実施状況も変化するかもしれません。

◆副業にまつわる企業実務

副業者の労務に関しては、労働時間管理や労働・社会保険など実務上押さえておくべきポイントが多岐にわたります。今後は、副業者がいない企業についても、あらかじめこれらの知識をある程度身につけておく必要があるでしょう。

独立行政法人労働政策研究・研修機構「副業者の就労に関する調査」プレスリリース】
https://www.jil.go.jp/press/documents/20230519.pdf

マイナンバーカードの登録情報が誤っていた場合の対処

◆誤紐付けが相次いで発覚

マイナンバーカードに紐付けされた情報に次々と誤りが見つかっています。万が一誤った情報が登録されていることに気づいた場合の対処法を紹介します。

◆健康保険証情報

フリーダイヤル（0120-95-0178。音声ガイダンスに従って「4→2」に進む）か、加入している医療保険の保険者に問い合わせます。

情報が正しく登録されているかを確認する場合は、マイナポータルにログインし、「注目の情報」の「最新の健康保険証情報の確認」を押して、「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認します。

◆公金受取口座情報

マイナポータルにログインし、「注目の情報」の「公金受取口座の登録・変更」を押して「公金受取口座の登録状況ページ」にて、登録されている情報を確認します。口座情報に誤りがある場合は、このページから登録口座の削除を行います。

◆マイナポイントに関する情報

「マイナポイント」アプリ・サイトのトップ画面から「申込み状況を確認」を押すと、マイナポイント申請が正しく登録されているか確認できます。

申込みをした覚えがないのに申込済みとなっていた場合や心当たりのない決済サービスが登録されていた場合は、上記フリーダイヤルで音声ガイダンスに従って「5」に進むか、申込みをした自治体（手続支援窓口）に問い合わせます。

問合せの際は、上記サイト・アプリの「申込状況の確認」から、「マイキーＩＤ」「申込日時」「決済サービス」「決済サービスＩＤ」の情報が必要になります。

【デジタル庁「よくある質問：マイナンバーカードの健康保険証利用について」】
https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/

7 月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

１０日

- ○ 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限［年金事務所または健保組合］＜７月１日現在＞
- ○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
- ○ 特例による源泉徴収税額の納付＜１月～６月分＞［郵便局または銀行］
- ○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出［公共職業安定所］＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
- ○ 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限＜年度更新＞［労働基準監督署］
- ○ 労働保険料の納付＜延納第１期分＞［郵便局または銀行］

１８日

- ○ 所得税予定納税額の減額承認申請＜６月 30 日の現況＞の提出［税務署］
- ○ 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出［公共職業安定所］

３１日

- ○ 所得税予定納税額の納付＜第１期分＞［郵便局または銀行］
- ○ 労働者死傷病報告の提出［労働基準監督署］＜休業４日未満、４月～６月分＞
- ○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
- ○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
- ○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
- ○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］
- ○ 固定資産税・都市計画税の納付＜第２期＞［郵便局または銀行］

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。